

割引券使用の注意事項

クーポン券は、取扱加盟店が扱う商品及びサービス等について利用できますが、次に該当するものは対象外となるほか、現金との引き換え、譲渡、売買はできません。

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 金、プラチナ、銀、商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 宝くじの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
- (9) 地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い
- (10) 社会保障制度（医療や介護等）の一部負担金
- (11) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が利用期間以降となるもの
- (12) 自治体の手数料や利用料にあたるもの（指定ごみ袋等）
- (13) コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い
- (14) クーポン券発行の趣旨にそぐわないもの